

月給者に関する報告書

- 1 事業所就業規則・賃金規則・労働協約等により下記の賃金を支払っておりません。

記

自 令和 年 月 日から
至 令和 年 月 日まで 日間

- ① 支払わないとする関係条項抜粋
- ② 規則・協約がない場合は、支払わない理由

- 2 今後の賃金支払いについて

令和 年 月 日

事業主

上記期間について賃金を受領しておりません。

令和 年 月 日

(フリガナ)

請求人氏名

横浜北 労働基準監督署長 殿